

若者雇用戦略の概要

第8回雇用戦略対話合意

労働界、産業界、教育界、有識者及び政府は、自ら職業人生を切り拓ける骨太な若者への育ちを社会全体で支援するため、雇用戦略対話において「若者雇用戦略」について合意した。

本戦略の合意に参加した関係者は、中長期的視点に立って、本戦略に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、施策の実施状況を検証するものとする。

基本方針

- 『自ら職業人生を切り拓ける骨太な若者への育ちを社会全体で支援―若者を取り込んだ成長（インクルーシブ・グロース）の実現―』
- 若者が働き続けられる職場環境の実現
- 『対症療法から中長期戦略へ』
- ・成長戦略を推進し、質の高い雇用を創出することが大前提

具体的施策

(1) 機会均等・キャリア教育の充実

① 就学支援による『貧困の連鎖の防止』

○公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の着実な実施、奨学金制度（特に所得連動返済型の無利子奨学金）、授業料等減免制度の推進

○学卒者訓練を受講する高校中退者・中卒者への支援

○サポステ等の協力による進路選択に困難を抱える生徒等に対する支援

○高校（特に定時制・通信制課程）に対する専門家の配置の推進

② キャリア教育の原則初年次からの実施

○職場へ円滑に移行できない場合が多いこと等を踏まえ、各学校において初年次から教育活動の全体を通じて体系的・系統的なキャリア教育を実施

○労働法制、就職支援の仕組み等についての教材の整備、外部人材の

活用促進

③ キャリア教育の充実

○キャリア教育に関して、現役の教員の指導力の向上を図るとともに、教員養成課程での内容の充実に促進

○「インターンシップ推進に当たっての基本的考え方」の見直し、中小企業に対するノウハウの提供

④ 『地域キャリア教育支援協議会（仮称）』によるキャリア教育支援

○学校等の教育機関・産業界・NPO・労働団体・地方自治体・労働局・経産局等の連携により地域に密着したキャリア教育の支援体制を構築

・外部専門人材のマッチング
・インターンシップ・職場体験の紹介・あっせん（特に中小企業の職場体験の場の開拓）

・地域住民・NPO・企業・経済団体・労働団体等による出前授業等の教育支援の促進
・専修学校を活用した疑似職場体験の機会の提供

○『地域キャリア教育支援協議会（仮称）』の設置等の促進のため、教

育界・産業界・政府等の関係者で構成される協議会を設置

⑤ グローバル人材の育成

※これらの前提として、学校教育全体を通じて、物事を多様な観点から考察する能力（クリティカルシンキング）を含め思考力・判断力・表現力等を育成することが必要。

(2) 雇用のミスマッチ解消

〔基本的考え方〕

○中小企業の大卒求人倍率は三倍以上であり、中小企業は採用意欲が旺盛である一方で、学生の側は大企業志向が根強いといった雇用のミスマッチ（求人と求職の不一致）が問題となっている。

また、採用活動のインターネット化等により、学校の就職支援機能が低下し、学生が適切な情報を入手することが困難になり、企業と学生との間で過剰な選り合いが見受けられるようになってい

る。人と求職の結合に強いハローワーク・ジョブサポーター（注）と大学等の完全連結、ハローワーク等の関係機関による中小企業に関する情報提供・魅力発信、良質な中小企業のデータベースの作成を進める。

また、同じ地域の中小企業に入社した若者が相互に交流できる仕組みを整備することで、若者の中小企業への定着を支援する。

（注）新卒者等に対する就職支援を専門に行うハローワークの職員

○学生が難易度や適性を理解し、求職活動を行うことができ、効率的なマッチングが行われるよう、企業・大学・就職サイトの就職関連情報の公開を進める。

① 学校とハローワークの完全連結

○学校の就職相談・支援機能とハローワークのマッチング機能を連結するため、以下の施策を実施する。

・全ての高校・大学・専修学校等について、ジョブサポーターの全校担当制を導入することにより、学校就職相談員とジョブサポーターの相対の関係を構築

し、マッチングを推進する。
・大学・専修学校等の要請にに応じて、大学内等へのジョブサポーター相談窓口の設置・出張相談の強化を行う。

○学校の相談・支援機能を強化するため、大学内への就職相談員や未就職卒業生の多い高校への就職支援員の継続的な配置を推進する。

○地方学生等が就職活動の機会を確保できるよう、ハローワークの全国ネットを活用した広域マッチング体制を強化する。

また、ハローワークの実施する面接会へ参加しやすい環境づくりを行う。

② 中小企業就職者の確保・定着支援

○中小企業の若手人材確保・育成・定着を支援するため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を拡充し、地域の中小企業団体等が、大学・専修学校・ジョブカフェ（注）等との連携の下、以下の取組等を実施することを推進する。

・地域の経営者が大学・専修学校等に出向いて中小企業の魅力等を伝える出前講座、インターン

シップのマッチング（地域キャリア教育支援協議会（仮称）等との連携により実施）

・合同就職説明会
・共同研修、仲間づくり、職場に関する相談対応

（注）若年者に対してワンストップで就職支援を行う、都道府県が設置する施設

③ 中小企業とのマッチング支援

○若者の採用・育成に積極的な一定の基準を満たした企業が「若者応援企業」宣言を行う仕組みを構築することにより、良質な中小企業のPRを推進するとともに、「若者応援企業」に対してハローワークが重点的な支援を行う。

○ハローワーク・中小企業団体・ジョブカフェ・「地域キャリア教育支援協議会（仮称）」等において、卒業年次前の早期の段階から、中小企業の魅力を伝えるための説明会の開催や情報提供を推進する。

また、農林水産業への雇用就業を促進するため、就農相談窓口等における情報提供等を行う。

○ジョブ・カード普及サポーター企業（ジョブ・カードを採用面接の

応募書類として活用する企業」として登録した企業や若者応援企業について、地域の経済団体等とも連携しつつ、自社の強みや人材確保・育成方針、各企業の特徴等についてホームページを活用して情報提供する等、中小企業の魅力発信を強化する。

また、大学・専修学校と地域の経済団体等との連携により、ジョブ・カードを活用した中小企業への応募を促進するための仕組みを作る等の学生用ジョブ・カードを活用した先進的な取組について、モデル事業として実施する等、学生用ジョブ・カードの普及促進を図る。

○中小企業の人材ニーズに応じた中途採用を支援するため、企業間の出向・移籍を斡旋する産業雇用安定センターを活用して、人材のマッチングを図る。

○新卒者等に対して、中小企業の現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供することにより、その後の就職につなげるため、長期のインターンシップを行う中小企業や学生への支援を推進する。

○中小企業での就労体験を通じ、就業能力等の開発及び向上の機会を若者に提供する事業者（NPOを含む多様な担い手）の取組を拡大するため、課題対応事業促進法案（第180回国会提出中）による支援等を行う。

④ 積極的な就職関連情報公開による求職活動の効率化

○一部の企業に応募が過度に集中するといった事態を改善し、学生・企業双方にとって効率的で納得性の高いマッチングの仕組みを構築するため、企業・就職サイト・大学等は、できる限り、若者が就職活動を行う上で必要な情報の積極的な公開に取り組む。

- ・企業…求める人材、採用実績、職業訓練等人材育成の方針等
- ・就職サイト…求める人材と選考基準、採用実績等
- ・大学・専修学校等…学部・分野別の就職実績等

○学生の判断に資するようにするため、雇用保険の集計数値を用いて、各産業の特徴が十分伝わるよう配慮しながら、産業別・規模別の離職率を公表するとともに、職業情

報の提供を推進する。

⑤ 既卒三年新卒扱いの標準化

○2010年に雇用対策法に基づく青少年雇用機会確保指針を改正し、事業主が取り組むべき措置として、学校等を卒業後少なくとも三年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込んだが、新卒で既卒者を募集している企業は約六割に留まっていることから、既卒三年新卒扱いの標準化を図る。

(3) キャリア・アップ支援

〔基本的考え方〕

○若年層の非正規雇用は、1990年代半ばから大きく上昇しており、三十四歳までの学生等を除く非正規は約410万人、このうち正社員への転換を希望しているいわゆる不本意非正規は四割強の約170万人と推計される。

○フリーターに留まる期間が長期化すると離脱が難しくなることから、できる限り早い段階から若者の職業的自立に向けた支援をしていくことが重要であり、そのため、全国的な支援体制の構築や、

学校と支援機関の緊密な連携が必要である。

○それぞれの若者が置かれている状況は、就労との距離、持っている能力、環境等様々であり、その状況に応じて、複合的な問題を抱えている者への伴走型の支援、ニート等に対する専門的相談・職場体験支援、フリーターから正規化に向けた個別相談支援、トライアル雇用（注）や職業訓練等の一元的な管理と最も適したメニューへの確実な橋渡しを行う等、若者が着実に進歩・向上していけるよう、若者に対して能力開発の機会を保障していくことが必要である。

（注）ハローワークの紹介等により、企業が正規雇用を前提に試行的に短期間（原則三か月間）有期雇用すること

○さらに、若者が働き続けられる職場環境を実現するため、過重労働防止の徹底、労働法違反やトラブルに対する相談体制の充実等を図るとともに、非正規雇用の労働者に対するキャリア・アップ（注）支援を強化していくことが重要である。

（注）職業訓練等を通じて、自立や

職業に必要な能力を向上させること

○なお、様々な生活上の困難に直面している若者に対する施策については、2012年秋を目途に策定する「生活支援戦略（仮称）」で講じられる総合的な相談体制の構築や多様な就労機会の提供等の支援策と連携しながら、実施していくこととする。

①「フリーター半減」の確実な達成

○2020年にフリーターを半減する「新成長戦略」の目標（ピーク時の217万人から124万人へ）を確実に達成するため、統計を整備し、詳細なデータ分析を行った上で、特に不本意非正規を減らすことができるよう重点的に取り組み、効果を継続的に検証する。

② ステージに応じた伴走型支援の制度化の検討

○「パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト」（注）の成果も踏まえつつ、様々な生活上の困難に直面している者に対する伴走型支援の制度化を検討する。

る。

（注）様々な生活上の困難に直面している者に対する個別的・継続的・包括的な支援を試行的に実施する事業（全国27地域で実施）

③ 『全国全ての地域でのサポステのサービス提供』と『アウトリーチ（訪問支援）・学校との連携による切れ目のない支援』

○全国全ての地域で地域若者サポートステーションのサービスを提供できるよう、地域若者サポートステーションを順次整備する。

○本人や家族の同意の下、学校とハローワーク・地域若者サポートステーション間での中退者情報の共有を推進するとともに、地域若者サポートステーションによる在学生に対する支援を充実する等、地域若者サポートステーションと学校の連携体制を構築する。

また、地域若者サポートステーションの役割・機能について、学校等に対して積極的に周知する。

○高校中退者等に対しては、訪問支援を含む支援機関からの積極的な働きかけが重要であることから、地域若者サポートステーション

ンのアウトリーチ事業について、全国展開を目指した拡充を行う。

○地域若者サポートステーションの未設置地域を含め、各地域での支援を推進するため、地域の公民館等において、地域若者サポートステーションと連携しながら、ニート等の若者の居場所を提供し、職業的自立を支援する体制を構築する。

④ 『わかものハローワーク等における、若者向け職業訓練等の二元的管理と最適メニューへの確実な橋渡し』

○職業訓練等の入り口はハローワークであることから、わかものハローワーク・支援コーナー・支援窓口において、若者向けの職業訓練・トライアル雇用等の支援策を一元的に管理し、最適メニューへ確実に橋渡しを行う体制を構築する。

○わかものハローワーク・支援コーナー・支援窓口を全国展開し、若者雇用支援の専門職員が個別支援を行い、若者のキャリア・アップを支援する。

○若者のキャリア・アップを促進す

るには、職場での実習等を通じて、若者が実践的な能力を身に付けられるようにすることや、企業が若者の適性や能力を見極められるようにすることが効果的である。このため、求職者支援訓練について、学卒未就職者訓練の実施や企業実習の設定促進等、若者向け訓練内容を充実するとともに、雇用型訓練や日本版デュアルシステム等の実習を活用した訓練の推進、トライアル雇用の充実を図る。

○ものづくり分野におけるキャリア・アップ支援のため、技能競技大会に参加する若年技能者への技能指導等を行う。

⑤ 地域における起業等への支援

○ベンチャーに挑戦する人材を鍛え、異分野の知識や人材との融合により、市場志向で新事業を創出する「場」を創設する。

また、中小・ベンチャー企業に対する公的金融機関の融資や保証制度、税制等の強化に加え、事業計画、資金調達、販路開拓等の課題解決を支援するため、創業期・創業後の経営支援の強化等を講じていく。

課題対応事業促進法案（第180回国会提出中）により、経済社会の課題に対応する事業、例えば、育児や介護等の分野において、製品やサービスを提供する事業を促進すべく、当該分野で事業を行う企業やNPOの起業・創業の支援を行う。

○若者や地域等の創業・新分野進出等をマイクロ金融（注）を通じて支援するため、関係者間の情報の共有・連携の向上を図る仕組みを構築するとともに、総合特区制度等に基づく支援措置や専門家派遣等を行うためのマイクロ金融プラットフォームを構築する。

（注）個人の志ある資金を原資に小規模な事業資金を支援する仕組み

○新たに農業を始める若者に対する給付金の給付や、農林漁業経営体を実施する研修への支援等により、農林漁業への新規就業者を育成・確保するとともに、農林漁業者が取り組む加工・販売等の六次産業化について、農林漁業成長産業化ファンド（法案を第180回国会に提出中）による出資や経営支援等を行う。

○農業者の経営能力の向上や、道府県農業大学校等の講師の指導力向上に向けた研修等の取組を実施する。

⑥ 実践キャリア・アップ戦略の本格展開・対象業種の検討

○実践キャリア・アップ戦略（注）については、2012年秋から、介護プロフェッショナル、食の六次産業化プロデューサー及びカーボンマネジャーについて、キャリア段位（日本版NVQ）のレベル認定を開始するとともに、その運用状況を踏まえつつ対象業種を検討する。

（注）成長分野において実践的な職業能力の評価・認定制度により、人材育成・確保を進める戦略

⑦ 産学官の連携強化による実践的な職業教育の充実

○成長分野における中核的専門人材を養成するため、大学、高等専門学校、専修学校、高等学校等と産業界・関係団体等の連携を強化し、「学習ユニット積み上げ方式」等による社会人学生・生徒が学びやすい学習システムを構築する。

具体的には、各成長分野（医療・福祉・健康、食・農林水産、クリエイティブ、IT等）において産学官が参画する広域・地域単位のコンソーシアムの設置を進め、成長分野で必要な知識・技術・技能を反映したモデル的な教育内容・方法の開発や達成度評価、第三者評価等を推進するとともに、世界で活躍する専門人材を養成するため、外国の職業学校との双方向交流を推進する。

⑧ 大学・専門学校等における社会人の学び直し等のニーズに対応した学習機会の提供

○社会人等の多様な学習の需要に対応するため、大学において、多様な学習機会の確保や、一定の教育課程の修了を証明できる履修証明制度を推進するとともに、専門学校において、学年の区分を設けず、短期の学習ユニットの積み上げにより自己の進度に合わせた学習を可能とする単位制や、時間や場所にとらわれず、仕事と両立しながら学習できる通信制を推進する。

⑨ 若者が働き続けられる職場環境

の実現、非正規雇用の労働者のキャリア・アップ支援

○若者が安心・安全で健康に働き続けることができるよう、過重労働による健康障害の防止のための総合対策を推進することにより、職場環境の改善を図る。

また、法違反やトラブルに対応する労働局の総合労働相談コーナーの体制の充実や、労働法制の基礎知識の普及を促進する。

○中小企業に就職する若者の定着を支援するため、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の中で、地域の中小企業団体等において、スキルアップ（技能向上）研修や職場における悩みについての相談対応等を行う。（再掲）

○非正規雇用の労働者について、正規雇用への転換や人材育成・処遇改善等、そのキャリア・アップに取り組む企業への総合的な支援を行う。

○非正規雇用の労働者や中小企業で働く若者については、企業へのキャリア・コンサルタントの派遣等によって相談を受けられる環境を整備するとともに、企業が行う能力開発を重点的に支援する。

若者雇用戦略の概要

- 自ら職業人生を切り拓ける骨太な若者への育ちを社会全体で支援
ー若者を取り込んだ成長(インクルーシブ・グロース)の実現ー
- 対症療法から2020年を見据えた中長期戦略へ「フリーター半減」の確実な達成
- 成長戦略の推進による質の高い雇用創出が前提

